

明と清に派遣される使節団を通して中国の先進文物を常に吸収し、17世紀からはこのような使節団が中国に伝来・流布された天主教と西洋文物及び漢訳學術書を朝鮮にもたらし、そのような新しい思想と知識を背景に朝鮮の実学が成立したのである。

一方、李朝時代には多様な形式を通して文物が日本に伝えられた。日本にはすでに室町時代から大蔵経をはじめ仏像・仏画・梵鐘・水墨画・高麗茶碗などがもたらされ、室町時代・江戸時代の朝鮮通信使が直接日本に文物をもたらし、文禄・慶長の役を通して朝鮮から印刷術・陶磁器の製作技術が日本に伝えられた。

3. 東アジアにおける朝鮮の文明的位相

(1) 朝鮮は東アジア世界において早くから文明社会を築き上げ、文明の伝達者の役割をも担った。時代が下がるにつれて農耕文化に基づく文治社会になり、中国と同じように文化主義を志向した。そのために中国の漢文明に近寄り過ぎたし、同化されたという見方もできるが、高い文明社会であったことは確かである。前近代において、朝鮮は常に日本などに文化を伝え、文化を輸出するという面からいえば、東アジアでは中国

以外の唯一の文化輸出国であったと言える。

(2) 朝鮮半島の地政学的環境である。国際関係論からみると、前近代において朝鮮半島の周辺は農耕文化に基盤を置く強大な中国、その北方の遊牧・狩猟民族、日本という海洋勢力が存在し、朝鮮半島はこれら複数の勢力の争奪の対象になりやすかった。ところが国際貿易、文化交流史という側面からみると、朝鮮半島はその地政学的な環境によるダイナミック性も目立つ。新羅の清海鎮大使張保臯の黄海・東シナ海における海上貿易、「シルバー・ローバ」という言葉に代表される李朝時代の中国と日本との間の仲介貿易などがこのような事実をよく物語る。

(3) 朝鮮民族は歴史上において独自の民族言語を発展させ、ハングルという文字を創造し、自己の民族国家を維持してきた。宗教においても、仏教、儒教と同時に民族の心性に深く根ざした巫俗（シャーマニズム）が存在しつづけていた。朝鮮は文明を構成する諸要素において明らかにその独自性を備えていたのである。

以上のように考えると、周辺文明という視点から朝鮮の文明を捉え、東アジアにおける朝鮮の独自の文明的位相を認める必要は確かにあると考えられる。

1940年代北朝鮮における漢字音表記の改革について

—頭音法則廃棄をめぐる政策展開過程—

熊谷明泰（関西大学）

1. 漢字語における頭音法則とは

半世紀を越える分断のもとで生じた南北間の言語異質化問題の中で、注目されてきた問題点の一つが北朝鮮における漢字語の頭音法則廃棄である。この頭音法則とは、漢字語頭音／r／が半母音／j／を伴う二重母音と単母音／i／の前で消失し、／a／、／o／、／u／など一部の単母音の前で／n／音に変わり、さらに漢字語頭音／n／は、半母音／j／を伴う二重母音と単母

音／i／の前で消失する音韻現象をいう。

韓国の言語規範はこの頭音法則が適用された伝統的な方式を守っており、たとえば「李」をその本音である [リ] ではなく [イ]、「労働」を [ロドン] ではなく [ノドン]、「女性」を [ニョソン] ではなく [ヨソン] とハングル表記し、その通り発音している。一方、北朝鮮ではこの頭音法則を廃棄し、漢字語原音通りに「李」を [リ]、「労働」を [ロドン] と表記し、その通り発音している。以下、この北朝鮮での頭音法則廃

棄の実施時期について検討を加える。

2. 先行研究の問題点

北朝鮮での頭音法則廃棄は、『朝鮮語新綴字法』(1948年1月15日)から始まったと韓国での先行研究は見なしている。しかし、未だ考察されるべき問題が残されている。それは、『朝鮮語新綴字法』が国家的承認を受けず確固たる社会的統制力を有していなかった点、『朝鮮語新綴字法』発表以前にも頭音法則を廃棄した表記が散見されるという点である。また、頭音法則廃棄の政策提言を行なった金寿卿の「労働新聞」掲載論文「朝鮮語学会『ハングル綴字法統一案』の中で改正すべき幾つかの点—そのI。漢字語表記における頭音nおよびrについて—」(1947年6月。以下、「金寿卿論文」と称す)が全く検討に付されておらず、更に、頭音法則廃棄を表記面と発音面に分けて論じないことによる議論の不充分性も指摘することができる。

3. 『朝鮮語新綴字法』発表以前の状況

『朝鮮語新綴字法』発表以前にも、頭音法則を廃棄した表記例が散見される。たとえば、「北朝鮮労働党」の結党当時(1946年7月29日)から、「労働党」は「ノドンダン」ではなく「ロドンダン」とハングル表記されていた。崔ジョフ・朴宰秀はこの事実に立脚し、「頭音r、nを本音通りにすべての位置で表記するようにしたのは、既に主体35(1946)年に朝鮮労働党が創建された時期からだ」(『主体的言語理論研究』、社会科学院出版社、1999年、平壤)と言うが、これも肯首しがたい主張である。なぜなら、それ以前に出された『労働者新聞』(北朝鮮職業総同盟機関紙、1947年4月20日付)は、「労働者」を「ロドンジャ」とハングル表記しており、朝鮮共産党北朝鮮分局のピラ「三八を記念して朝鮮女性に告ぐ」(1946年3月8日)でも「ニョソン(女性)、ロドン(労働)、リイク(利益)」というハングル表記を行なっているからである。

金寿卿論文は、当時既に断片的に行なわれていた頭音法則廃棄の理論的正当性を主張し、全面的政策展開を促すものだった。そして、この主張は『朝鮮語新綴

字法』に盛り込まれており、金寿卿論文は頭音法則廃棄の歴史において決定的役割を果たしたと評価される。北朝鮮における頭音法則の廃棄は、『朝鮮語新綴字法』(1948年1月15日)発表を経て加速化していったことだけは否みようもない事実である。

4. 頭音法則廃棄における表記面と発音面

金寿卿論文は「頭音のn音、r音は必ずそのように表記しなければならず、発音しなければならない」と主張したが、発音できない人は発音しなくてもよく、当分の間は頭音法則通りに発音する規定を制定するとも言っている。また、『朝鮮語新綴字法』(1948年)も、漢字語は語頭においてもその原音通りn、rをハングル表記するとしか定めていない。その後、規範文法として編纂された『朝鮮語文法』(朝鮮語文研究会、1949年)では、従来通り頭音法則が働いた形での発音を規範としている。

『朝鮮語綴字法』(1954年)も、「どの位置でも本音通りに書き、発音もそのようにすることを原則的方向とみなす」と規定しているが、これも本音通りの発音を義務付けるものではなかった。このことは、『朝鮮語綴字法解説 教員用』(1958年、平壤)において、「里人民委員会」、「里党」、「労働党」のようにある程度発音が上手くできる語は問題が無いとしても、発音が上手くできない語では無理に発音する必要はないと考える」(35頁)と説明していることから明らかである。

更に、朝鮮語啓蒙雑誌『マルグァー クル』(1961年2号、科学院出版社)に掲載された「標準発音法とその規範に違反する原因」(リセヨン著)という文は、「文字で書いた通りに発音しようとする傾向がある。(中略)文字を初めて学ぶ人は一字一字を拾い読みするために、ややもすれば発音を誤まる」として、「労働」(表記はro-dong)や「料理」(表記はrjo-ri)を[ノドン]、[ヨリ]と読まず、[ロドン]、[リョリ]と読まれる現実を、誤まりだと指摘している。そして、「我々は文字と発音の違いをしっかりと把握して、文字を読むときや話をする時に標準発音法に違反しないように注意しなければならない」と主張しているが、

この「標準発音法」とは頭音法則に即したものである。このように、漢字語頭音を表記通りに発音するのは、spelling pronunciation の誤謬だと明確に指摘している点は注目される点である。

北朝鮮において漢字語頭音を表記通りに発音することが義務付けられたのは、『朝鮮語規範集』（1966年6月）からである。『『朝鮮語規範集』解説』（1971年）は、「単語の語頭の r をその通り発音する新たな発音現象が発展することとなった」とし、「単語の語頭に来る r は、後ろに如何なる母音が来ようとも全て r で発音することを原則と見なした」（n についても同様）と書いている。

金日成は「朝鮮語の民族的特性を生かしていくことについて」（1966年5月14日）という教示で、ソウルことばを基準とした従来の「標準語」概念から完全に離脱し、「平壤ことば」を基準とする「文化語」の造成を指示した。また、この教示で承認を与えられた『朝鮮語規範集』（1966年6月）をもとに、頭音法則廃棄が発音面でも推進されていった。このような意味で、従来の「標準語」概念からの離脱宣言を経た「文化語」造成政策は、漢字語の頭音法則撤廃を発音面においても推進していく弾みとして作用した。

5. 結語

『朝鮮語新綴字法』（1948年）の発表によって頭音法則が廃棄されたとする主張は、誤まっているとは言え

ないまでも再検討される必要がある。なぜなら、『朝鮮語新綴字法』以前にも、漢字語頭音 n, r を本音のまま表記する例が見られたからであり、その一方で表記通りの発音は、『朝鮮語規範集』（1966年）において初めて義務付けられたからでもある。また、頭音法則の廃棄において金寿卿論文が果たした政策的役割についても今後更に検討が加えられなければならない。

北朝鮮における頭音法則廃棄政策は、従来、韓国社会ではひたすら否定的に評価されてきた。しかし近年、南北間における朝鮮語規範の統一を図ることを念頭に置きながら、これを肯定的に評価する見解が韓国で見られるようになった。

たとえば、高永根氏（『統一時代の語文問題』、ソウル、1994年）や金河秀氏（「南北朝鮮の言語問題」『言語帝国主義とは何か』所収、東京、2000年）は、表記だけは北朝鮮方式を認めてよいと言う。つまり、「李」を南北とも“n”とハングル表記し、韓国では[イ]、北朝鮮では[リ]と発音する方式である。そして、延辺朝鮮族が漢字語頭音を原音通り表記しつつ、頭音法則に即した伝統的な発音を尊重している点は、今後南北間で頭音法則問題を解決していく上で良き参考例になるだろうと見ている。

80年代後半期の民主化を契機に、韓国では北朝鮮研究の自由化が進展している。そして、昨今の南北対話の進展とあいまって、朝鮮語の南北統一的規範確立への展望は急速に可視化してきたように思われる。